

令和二年六月三日提出
質問第一二二三号

日雇労働求職者給付金（アブレ手当）の受給資格を喪失する労働者に対する救済策に関する質
問主意書

提出者 初鹿 明 博

日雇労働求職者給付金（アブレ手当）の受給資格を喪失する労働者に対する救済策に関する質

問主意書

日雇労働者は、日雇雇用保険料の印紙貼付に加えて一般雇用保険料も負担していますが、雇用調整助成金などの支援制度の対象からは外れており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、運輸・建設関係で不労が激増する中で、二か月で二十六枚の印紙貼付が出来ずに日雇労働求職者給付金（いわゆるアブレ手当）の受給資格を喪失する労働者に対する救済策が求められると思いますが、以下質問します。

一 第二次補正予算案において、事業主から休業手当を受け取れなかった労働者に対して直接給付金を支給する制度が盛り込まれていますが、この対象者に日雇労働求職者給付金の受給資格を喪失した労働者も対象に加える必要があると考えますが、政府の所見を伺います。

右質問する。